高島市告示第３５号

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月２５日

高島市長　福　井　正　明

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市民主体による高島市制２０周年の全市的な機運の醸成を図り、記念事業を盛り上げていくため、高島市制２０周年を契機として市民団体等が新たに企画し、取り組む事業（以下「市民企画事業」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において高島市制２０周年記念市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高島市補助金等交付規則（平成１７年高島市規則第３３号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　所在地および主たる活動場所が高島市内である市民活動団体、ＮＰＯ法人、企業、任意団体等の団体であること。ただし、政治活動または宗教活動を目的とした団体は除く。

⑵　団体の構成員が５人以上で、そのうち半数以上が高島市内に在住または在勤していること。

⑶　団体の運営に関して定款、規約、会則その他これらに準じるものを有していること。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民企画事業で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　高島市制２０周年記念事業の趣旨に沿った内容を盛り込み、高島市制２０周年の盛り上げを図ることにつながるものであること。

⑵　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に実施し、終了する事業であること。

⑶　高島市後援等の承認および賞状交付取扱要綱（平成１８年高島市告示第１１９号）第３条に規定する後援の基準を満たすこと。

⑷　高島市内で実施する事業であること。

（補助対象経費および補助金の額等）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる事業および経費は補助の対象としない。

⑴　別の補助金または助成金の交付を受ける事業

⑵　補助対象団体の経常的な運営費
⑶　補助対象団体の構成員に対する謝礼、人件費および交通費
⑷　備品購入費
⑸　食糧費
⑹　その他市長が不適当と認める費用

２　補助金の額は、補助対象経費の総額に４分の３を乗じて得た額とし、２０万円を限度とする。ただし、補助対象団体につき１回限りとし、補助金の額は、事業に要する経費の総額から事業に係る収入（この告示に基づく補助金を除く。）の合計額を差し引いた額の範囲内とする。

３　補助金の算出にあたり、算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、高島市制２０周年市民企画事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　高島市制２０周年市民企画事業計画書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第３号）
⑶　定款、規約、会則その他これらに準じるもの
⑷　その他参考となる書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付するものと決定したときは高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、補助金を交付しないものと決定したときは高島市制２０周年記念市民企画事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更するとき、または補助事業を中止するときは、高島市制２０周年記念市民企画事業変更（中止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

２　補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかにその理由および補助事業の進捗状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

３　第１項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助事業の目的達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更または補助金交付決定額の２０パーセント未満の減額をいう。

（変更等の承認）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、当該変更内容等の承認の可否を決定し、高島市制２０周年記念市民企画事業変更承認決定書（様式７号）により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助団体は、補助事業が完了したときは、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金実績報告書（様式第８号）に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して３０日以内または当該事業年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

⑴　高島市制２０周年記念市民企画事業実績調書（様式第９号）

⑵　収支精算書（様式第１０号）

⑶　その他参考となる書類

（交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付額の確定通知書（様式第１１号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第１１条　補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付請求書（様式第１２号）を提出しなければならない。

２　規則第１５条第２項に規定する補助金の概算払は、補助金の交付決定額の８割に相当する額を上限とする。この場合において１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　市長は、前項の規定により概算払の請求があったときは、補助団体の運営規模等を総合的に勘案し、補助事業を実施するうえでやむを得ないと認められる場合に限り、補助金の概算払を交付するものとする。

（帳簿の保存）

第１２条　補助団体は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を整理し、完了後５年間保存しなければならない。

（補助金の取り消し）

第１３条　市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　この告示の規定に違反したとき。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

付　則

この告示は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づいて交付決定した補助金の交付ならびに第９条から第１３条までの規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

経費の種類	主なもの
報償費	講師・出演者等（団体の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師・出演者等（団体の構成員を除く。）の交通費および宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具、 その他の消耗品等（１個当たり２万円未満のものに限る。）
印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
手数料	振込手数料
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
委託料	専門知識・技術を要する業務や事業の一部を外部に委託した費用（事業自体の委託は対象外）
その他	事業実施に不可欠と認められる経費

備考　　この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としない。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

高島市長

住　所
団体名
代表者職氏名
連絡先

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付申請書

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金の交付を受けたいので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助金申請額　　円

２　提出書類
⑴　高島市制２０周年記念市民企画事業計画書（様式第２号）
⑵　収支予算書（様式第３号）
⑶　定款、規約、会則またはこれに準じるもの
⑷　その他参考となる書類

様式第２号（第５条関係）

高島市制２０周年記念市民企画事業計画書

事　業　名		
事業内容	事業の概要	
	実施日時	
	実施場所	
	目的 および 効果	
総事業費		円（ア）
補助対象事業費		円
補助金額		円（イ）
自己資金		（ア）－（イ） 円

添付書類

収支予算書、定款・規約・会則またはこれに準じるもの、その他計画の内容が分かる書類を添付のこと。

様式第３号（第５条関係）

収支予算書

１　収入の部

（単位：円）

項目	内訳	金額	備考
市補助金 自己資金 その他			
計			

２　支出の部

（単位：円）

項目	内訳	金額	備考
計			

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高島市長　　印

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　円

２　補助金の交付条件

⑴　この通知書による補助金の額は、実績報告書の内容により変更することがあります。

⑵　補助事業にかかる帳簿および証拠書類を整備保管し、使途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後５年間は保存してください。

⑶　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したときおよび当該補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消し部分について、既に補助金が交付されているときは、時限を定めてその返還を求める場合があります。

様式第５号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高島市長　　印

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

・交付しないことを決定した理由

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

高島市長

住　所
団体名
代表者職氏名
連絡先

高島市制２０周年記念市民企画事業変更（中止）承認申請について

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった高島市制２０周年記念市民企画事業について、下記のとおりその内容を変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更（中止）の理由

２　変更の内容

（注）事業内容を変更する場合には、当該補助事業の交付申請書に添付した様式第２号および様式第３号に変更前と変更後の内容が比較対照できるよう変更前の内容を黒字で記入し、変更部分はその上段に赤字で記入したものを添付すること。

様式第７号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高島市長　　印

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金変更承認決定通知書

年　月　日付けで申請のありました内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

・承認または不承認の内容

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

高島市長

住　所
団体名
代表者職氏名
連絡先

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金実績報告書

年　月　日付け　第　号で交付決定（　年　月　日付け　第　号で変更承認決定）のあった事業が完了したので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助金申請額　　円

２　提出書類
⑴　高島市制２０周年記念市民企画事業実績調書（様式第９号）
⑵　収支精算書（様式第１０号）
⑶　その他参考となる書類

様式第９号（第９条関係）

高島市制２０周年記念市民企画事業実績調書

<table>
<tr><td colspan="2">事　　業　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業内容</td><td>事業の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施日時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業の実施結果</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">総　事　業　費</td><td colspan="3">円（ア）</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象事業費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">補　助　金　額</td><td>補助金額（イ）
（交付決定額）</td><td>概算交付額</td><td>未交付額</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">自　己　資　金</td><td colspan="3">（ア）－（イ）
円</td></tr>
</table>

添付書類

収支精算書、請求書の写し、領収書の写し、写真およびその他事業の実施が分かる書類等を添付のこと。

様式第１０号（第９条関係）

収支精算書

１　収入の部

（単位：円）

項目	内訳	金額	備考
市補助金 自己資金 その他			
計			

２　支出の部

（単位：円）

項目	内訳	金額	備考
計			

様式第１１号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

高島市長　　印

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付額の確定通知書

年　月　日付けで報告のありました補助金については、下記のとおり交付することを確定しましたので、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　補助金の額　　円

２　補助金の交付条件

⑴　補助事業にかかる帳簿および証拠書類を整備保管し、使途を明らかにするとともに、帳簿や経費の支払を証する書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後５年間は保存してください。

⑵　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したときおよび当該補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消し部分について、既に補助金が交付されているときは、時限を定めてその返還を求める場合があります。

様式第１２号（第１１条関係）

高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付請求書

金　　円

年　月　日付け　第　号で［交付決定／額の確定］通知のあった高島市制２０周年記念市民企画事業補助金について、高島市制２０周年記念市民企画事業補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

（請求明細）

単位：円

事　業　費	補助金額	既受領額	今回請求額	残　　額	備　　考
					事業完了（予定）年月日 年　月　日 事業の進捗状況 ％

年　　月　　日

高島市長

請求者
住　所
団体名
代表者職氏名　　㊞